

笠間市国民健康保険保健事業総合計画【概要版】

(笠間市国民健康保険第2期データヘルス計画、笠間市特定健康診査等第3期実施計画)

2018年度(平成30年度)～2023年度(平成35年度)

1. 計画策定の趣旨

本計画は、「笠間市国民健康保険データヘルス計画」及び「笠間市特定健康診査等第2期実施計画」が平成29年度末に計画期間が終了することから、両計画のこれまでの取り組みの評価・見直しを行い、『笠間市国民健康保険保健事業総合計画』として一体的に策定するものです。

2. 計画の位置付け及び計画期間

データヘルス計画は、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき策定し、特定健康診査等実施計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律第19条」に基づき策定します。策定にあたっては、国・県・笠間市の健康づくり計画との整合性も図ります。

計画期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間とします。

3. 現状分析と課題

■笠間市の現状

- 人口は減少傾向だが、高齢化率(平成28年度28.8%)は増加傾向である。
- 笠間市の死因割合の半数を、脳疾患、心臓病、糖尿病が占めている。
- 全国より心疾患、脳血管疾患、糖尿病による死因が有意に高い。

■笠間市国保の医療費の現状

- 1人あたり医療費(平成28年度月平均22,341円)は年々増加している。
- 医療費の約25%を、循環器疾患、糖尿病、慢性腎不全、脂質異常症が占めている。
- 1件あたり医療費は、外来・入院ともに腎不全が高額。(平成28年度外来170,520円、入院709,981円)
- 人工透析患者(被保険者の約0.2%)の費用額は、医療費全体の約5%を占めている。
- 長期入院(6ヶ月以上)の費用額の18.6%を、脳血管疾患、虚血性心疾患が占めている。
- ひと月80万円以上の高額レセプトの費用額の12%を脳血管疾患、虚血性心疾患が占めている。

■特定健診、特定保健指導、メタボリックシンドロームの現状

- 健診受診率(平成28年度40.1%)は徐々に上昇しているが、目標には達していない。
- 40歳代、50歳代男性の特定健診受診率が低い。(平成25～28年度平均23.6%)
- 特定保健指導実施率(平成28年度36.7%)は徐々に上昇しているが、目標には達していない。
- メタボリックシンドロームの該当者・予備群の割合は徐々に減少しているが、目標には達していない。

■課題

- 糖尿病などの生活習慣病の重症化予防
- 特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上

4. データヘルス計画

短期的目標①高血圧、脂質異常症、糖尿病、メタボリックシンドロームを減らす。

②40歳代、50歳代男性の健診受診率を向上させる。

長期的目標①1人あたり医療費の伸び率を抑制する。

②生活習慣病（糖尿病、慢性腎不全、脂質異常症、循環器疾患）の入院費用割合を減らす。

目標を達成するための事業 6つの事業を実施します。

①特定健診受診率を向上するための事業

②特定保健指導実施率を向上するための事業

③生活習慣病未治療者に対する医療機関受診勧奨事業

④生活習慣病予防の啓発事業

⑤生活習慣病予防健診による若年者の健康づくり事業

⑥その他の保健事業

5. 特定健診等実施計画

目標	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)
特定健診受診率	50%	53%	56%	60%	61%	62%
特定保健指導実施率	40%	44%	48%	52%	56%	60%
メタボリックシンドロームの 該当者及び予備群の減少率						25% (平成20年度比)

対策の方針

＜特定健診＞①健診の意義啓発、重要性の周知

②受診方法の周知

③未受診者への受診勧奨

④市内医療機関と連携した健診の啓発

⑤がん検診の同時実施（集団健診時）

⑥継続受診の促進、情報提供の充実

⑦地区別受診率の解析、勧奨

⑧人間・脳ドック受診費助成定員枠の見直し

⑨事業者健診のデータ収集

⑩かかりつけ医からの情報提供事業の推進

＜特定保健指導＞①健診当日に初回面接を実施する。（集団健診時）

②電子メールでの支援環境を整備し、利用者に積極的にアプローチをする。

③人間・脳ドック契約医療機関に特定保健指導の外部委託をする。

■法定に基づいた次の必要事項を記載しています。

○特定健康診査及び特定保健指導の対象者数等の見込み

○特定健康診査及び特定保健指導の実施方法

6. 事業実施に必要な方策

○目標の達成状況を毎年度評価し、評価結果を笠間市国民健康保険運営協議会に報告します。

○本計画は、市ホームページに全文を掲載し公表するとともに窓口等での閲覧体制を整えます。